

第3部 災害復興計画

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、住民のくらしや社会・経済活動に必要な都市機能が一瞬にして崩壊する。

区は、区民の生命・安全・健康を確保するためには、災害の予防・応急・復旧対策を講ずるだけでは不十分であり、区民の早期の生活安定と都市機能の回復を図るため、事前に復興計画を作成しておく必要がある。

第1章 復興の基本的考え方（防災・危機管理課、都）

大規模災害後の復興について、生活復興及び都市復興の施策を整備する。

大規模災害が発生した場合は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

また、復興に際しては、区民が安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進める「生活復興」の考え方が重要である。

さらに、政治・経済の中核が多数存在し、膨大な昼間人口を擁する当区については、都市活動を迅速に再開させ、早期の復興を実現させる「都市復興」の考え方が重要である。

この「生活復興」及び「都市復興」を実現させるためには、東京都との連携が必要不可欠である。

東京都は平成9年5月に「東京都都市復興マニュアル」、平成10年1月に「東京都生活復興マニュアル」を作成し、復興に対する指針を公表した。さらに、平成13年5月に、迅速かつ計画的な復興を図るための震災後の都市づくりのあり方を示した「震災復興グランドデザイン」を作成した。平成15年3月には、復興マニュアルと生活マニュアルを統合した「震災復興マニュアル」を作成し、住民主体の復興を進めるための新たな仕組みと具体的な施策を提示した。

当区も「震災復興マニュアル」を基に、東京都と連携しながら復興計画の策定を図る。

以下では、東京都の地域防災計画（平成26年修正版）に示されている「生活復興」及び「都市復興」の内容を示す。

項 目	内 容
生 活 復 興	・ 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ・ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

項 目	内 容
生 活 復 興	・個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合っ て復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興 作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相 談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ・自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対し ては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援 を行う。
都 市 復 興	・人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ち た東京をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 ア 特に大きな被害を受けた地域のための復興に止まらず、都市 全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街 地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。 イ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の 要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、 将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むこと ができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標 とする。 ウ 都民、事業者、区市町村、都、国など、多様な主体が「協 働と連帯による都市づくり」を行う。

〔関連資料 「東京都震災復興マニュアル」(復興プロセス編)(復興施策編)〕

第2章 生活復興・都市復興の計画

生活の再建や都市復興を円滑に進め、一日も早く従前の生活を取り戻すことができるように対応策を検討する。

第1節 復興方針の策定（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

復興方針の検討については、事前に区の長期総合計画『基本構想』・『基本計画』や都市計画マスタープランを基本として検討を進めることとするが、その際には、東京都のマニュアルにある生活基盤復興のための「復興基本計画」や「復興整備条例」についても検討を行うこととする。（建築基準法及び被災市街地復興特別措置法）

第2節 復興体制づくり（防災・危機管理課）

1 復興本部の設置

復興体制づくりには、復興本部の設置が必要である。復興本部とは、復興事業を長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常の行政組織とは別に、臨時組織として設置するものである。

2 災害対策本部との関係

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3節 復興計画の策定（防災・危機管理課）

千代田区災害対策事業計画に基づき、平成20年度末に、区の復興方針や復興体制を盛り込み、区の復興マニュアルを作成した。

復興マニュアルの作成にあたっては、復興本部の組織体制や設置手順等を定める。

第4節 住民・事業所との協働（防災・危機管理課）

災害時に迅速な復興計画づくりを進めるために、平時から住民、事業所、行政が協働する組織の検討を行う。

第5節 復興相談・情報提供体制（防災・危機管理課）

くらし・住宅・事業所復興に関しては、相談所の開設や震災ニュースにより広報を行うなど相談体制の整備と復興情報の提供を検討する。

第6節 国・都との連携（防災・危機管理課）

復興財源や法律・条例の特例措置及び都・区役割分担などについては国や東京都と十分協議する。

第7節 地域防災計画への反映（防災・危機管理課）

復興についての検討結果については適宜、地域防災計画へ反映する。